様式第1号（第4条関係）

保 育 所 入 所 基 準 調 査 票

【注】両親のうち保育ができない程度の低い方を基準とする

調 査 日	年　　月　　日	児 童 名	生 年 月 日
調 査 員			年　　月　　日
保護者名			年　　月　　日
			年　　月　　日

「保育の必要性」の区分による点数表

類 型	保 護 者 の 状 況			基準点数	父	母
就労	外勤 自営業 農業	月160時間以上就労		10		
		月140時間以上就労		9		
		月120時間以上就労		8		
		月80時間以上就労		6		
		月48時間以上就労		4		
	内 職	月120時間以上就労		6		
		月80時間以上就労		4		
		月48時間以上就労		2		
就職内定	勤務時間が確定している場合		類型【就労】を準用			
	勤務時間が確認できない場合			4		
出　産	出産（予定）月の産前2か月、産後3か月以内である場合			8		
	多胎（双子以上）出産後6か月以内である場合					
疾病障害	疾 病	1か月以上の入院もしくは入院見込み又は常時寝たきりの場合		10		
		居宅内療養（1か月以上）	安静を要すると診断された場合、又は日常動作に支障をきたしている場合	8		
			上記以外で通院加療が必要な場合	4		
	身体障害者手帳1級又は2級所持、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持、療育手帳A所持、介護保険の要介護度が3～5までのいずれかに該当する場合			10		
	身体障害者手帳3級所持、精神障害者保健福祉手帳3級所持、療育手帳B所持、介護保険の要介護度が1又は2のいずれかに該当する場合			7		
	身体障害者手帳4級～6級所持、介護保険の要介護度が要支援のいずれかに該当する場合			3		
同居親族等の介護	施設への送迎をし、かつ、付添介護のために保育することが出来ない場合又は重度身体障害者、寝たきりの高齢者等の介護をすることを常態とする場合		類型【就労のうち外勤】を準用			
災　害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育することができない場合			15		
求職中等	求職活動（起業の準備を含む）を行っている場合			1		
就 学 中	日中、就学・技能習得等のため、保育することができない場合		類型【就労のうち外勤】を準用			
不 存 在	死亡、離婚、行方不明、別居又は拘禁等			10		
育児休業中	育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいる場合であって、当該子どもの継続利用が必要であると認められるとき			10		
その他	上記の類型に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合		上記の類型を準用			

※保護者それぞれの該当する区分の基準点数を合算し算出します。複数の区分に該当する場合は、高い方の基準点数で算出します。

「優先利用」の区分による点数表

類　　型	状　　況	加算点数
ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	3
生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
きょうだい利用	きょうだいが利用している保育所等の利用を希望する場合	3
継続利用子ども	現に利用している施設を継続して利用することを第一希望とする場合	3
社会的擁護	要保護児童対策地域協議会等において、保育の実施が特に必要と認められた児童のいる世帯	10
保育料未納世帯	未納の保育料が3か月以上あり、かつ納付相談がない場合または未納保育料の納付誓約を履行しない場合	−10
その他	その他特に配慮が必要と認められる場合	1

※複数の区分に該当する場合は、該当する全てを合算したものを加算指数とします。

調査員判定	年　月　日		
	基準点数	加算点数	合計
□可 ・ □否			

※基準点数及び加算点数の合計で判定を行う

※点数の合計が同じになった場合は、下記の優先項目の順位により選考を行う

※申込数や定員により、希望する施設を利用できない場合がある

優先項目

順　位	
1	希望順位の高い世帯
2	就労状況（就労日数・時間の長さ、外勤・内職等）
3	希望する保育所等が所在する小学校の学区内に居住する世帯
4	同居もしくは、近隣に居住している親族が無い世帯
5	課税所得金額が低い世帯

※なお、上記の項目を用いても優先順位が決定しがたい場合は、保育の必要性を総合的に判断し、施設を利用する児童を決定する。